

第4回嬉野市議会定例会

追加議案

令和5年1月28日提出

嬉野市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
67	令和5年12月8日	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1
68	〃	令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第6号）	別冊
69	〃	令和5年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
70	〃	嬉野市教育委員会教育長の任命について	5
71	〃	嬉野市教育委員会委員の任命について	6

議案第 6 7 号

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険税条例（平成 18 年嬉野市条例第 161 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 12 月 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該

出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割

額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額

(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにできる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第68号

令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,297,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,028,007	180,122	3,208,129
	1 国庫負担金	2,132,204	22	2,132,226
	2 国庫補助金	890,367	180,100	1,070,467
16 県支出金		2,121,875	11	2,121,886
	1 県負担金	824,193	11	824,204
19 繰入金		2,463,744	4,787	2,468,531
	1 特別会計繰入金	7,708	2,679	10,387
	2 基金繰入金	2,456,036	2,108	2,458,144
歳 入 合	計	21,112,687	184,920	21,297,607

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,402,016	4,776	6,406,792
	1 総務管理費	6,125,950	4,776	6,130,726
3 民生費		6,117,011	180,144	6,297,155
	1 社会福祉費	3,013,086	180,144	3,193,230
歳 出 合 計		21,112,687	184,920	21,297,607

令和5年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,708,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表 (歳 入)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		505,119	△44	505,075
	1 国民健康保険税	505,119	△44	505,075
4 県支出金		2,773,626	2,679	2,776,305
	1 県補助金	2,773,626	2,679	2,776,305
6 繰入金		277,967	44	278,011
	1 他会計繰入金	277,966	44	278,010
歳 入 合	計	3,705,658	2,679	3,708,337

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 諸支出金		30,387	2,679	33,066
	2 繰出金	7,707	2,679	10,386
歳 出 合 計		3,705,658	2,679	3,708,337

議案第 70 号

嬉野市教育委員会教育長の任命について

下記の者を嬉野市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿甲 3104 番地 1

氏 名 杉崎 士郎

昭和 19 年 5 月 12 日生

令和 5 年 12 月 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市教育委員会教育長の任期が令和 6 年 2 月 16 日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 7 1 号

嬉野市教育委員会委員の任命について

下記の者を嬉野市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字真崎 1488 番地

氏 名 中島 構治

昭和 34 年 11 月 20 日生

令和 5 年 12 月 8 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市教育委員会委員の任期が令和 6 年 2 月 16 日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

